

第1回 瑞浪市まちづくり条例審議会

会 議 録

日 時：平成26年5月27日（火） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：市役所2階大会議室

日程

1. 委嘱式
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長選出
5. 会長あいさつ
6. 諮問
7. 協議事項
 - (1) 瑞浪市まちづくり条例審議会について・資料1-1、資料1-2、資料1-3
 - (2) 瑞浪市まちづくり基本条例策定スケジュールについて・資料2
 - (3) 瑞浪市まちづくり基本条例に関する提言書について・資料3
 - (4) 瑞浪市まちづくり基本条例（案）について・資料4
8. その他

出席者

出席委員

加藤 博之
永井 恒
伊藤 光昭
中山 征治
板橋 仁晃
大森 建生
渡邊 勝利
古田 憲三
中根 圭一
林 勇人
小木曾正尚
田中 茂

山内 正雄
宮地 友実

欠席委員

水野 勝人
鈴木 誠
西尾 紬
小倉 由佳梨

【名簿順 敬称略】

瑞浪市長 水野 光二

事務局 渡邊 俊美（まちづくり推進部長）
鈴木 創造（市民協働課長）
梅村 修司（市民協働課課長補佐兼まちづくり支援係長）
隅田 一弘（市民協働課まちづくり支援係主査）

事務局

こんにちは。定刻となりましたので、第1回瑞浪市まちづくり条例審議会を始めさせていただきます。

会議の進行につきましては、会長がすることとなっておりますが、会長が選出されるまでは、便宜上事務局で進めさせていただきます。私、市民協働課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

なお、この会議は、市民の皆様にも広くお知らせしたいことから、報道関係者の方にもお入りいただいておりますのでご了承ください。

本日の会議の資料につきましては、事前にお送りしておりますが、過不足等があれば事務局までお申し出ください。

お手元のレジメに沿って進めさせていただきます。

1. 委嘱式

事務局

委員の皆様、市長より名簿の順に委嘱状をお渡しします。

【市長より各委員へ名簿順に委嘱状を交付】

2. 市長あいさつ

事務局

瑞浪市長水野光二よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さんこんにちは。お昼時のお忙しい時間帯にも関わらずお集まりをいただきありがとうございます。委員の皆様の任期につきましては、審議の終了までということですので、今年度1年間お世話になりますが、後程諮問させていただく、まちづくり基本条例案の策定について、慎重なご審議をいただきたいと思います。

皆さん既にご承知のとおり、2年間にわたり、市の総合計画の策定を総市民の参加の中で進めてきました。お陰様で、この3月に第6次瑞浪市総合計画をまとめることができ、この4月からスタートさせていただいています。総合計画では、「幸せ実感都市みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る 私たちのまち～」を目標都市像とし、総合計画の下に基本構想、基本計画、実施計画を策定し、その実現に向けてスタートしました。総合計画は、将来の瑞浪市の設計図と捉えており、設計図どおりにまちづくりを進めるために、市民の役割、議会の役割、行政の役割を明確にした「まちづくり基本条例」の制定が必要と

なっているわけでございます。

市では、昨年度、まちづくり条例準備委員会を立ち上げさせていただき、各種団体でご活躍の方々の代表である市民の委員17名と市の職員17名で、まちづくり基本条例に盛り込むべき項目等について、勉強会やワークショップを重ねていただき、1冊の提言書をまとめていただきました。委員の皆さんには、この提言書を基に、条例案を策定していただきたいと思います。皆さんに策定していただいた条例案は、パブリックコメントで市民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただく中でまちづくり基本条例を策定していきたいと考えております。

皆さんは、それぞれのセクションでリーダーとしてご活躍いただいている方ばかりですので、これまでに培われた知識とご経験を十分に発揮され、すばらしいまちづくり基本条例案を策定されますよう期待させていただきます。

3. 委員紹介

事務局

今日は、第1回目の会議ですので、皆様には簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿の順をお願いいたします。

【出席委員による自己紹介】

【市側の出席者の紹介】

4. 会長及び副会長の選出

事務局

資料1-1 瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例、第5条第2項のとおり、「会長及び副会長は委員の互選による。」となっております。まずは会長から選出していただきたいと思います。委員の皆様にお諮りします。何方かございませんか。または、ご推薦でも結構ですが、どうでしょうか。

委員

まちづくりや自治会にも精通しておられる中山征治さんが会長にふさわしいと思います。

事務局

只今、中山征治様というご発言がありました。いかがでしょうか。

委員全員

異議なし

事務局

会長には、中山征治様、よろしくお願いいたします。

副会長につきましては、いかがでしょうか。何方かございま

せんか。無ければ、会長の指名ということでいかがでしょうか。

委員全員

異議なし。

中山会長

昨年、まちづくり条例準備委員会の委員長を務められた山内正雄さんをお願いしたいと思います。

委員全員

【異議なしの声と拍手】

事務局

副会長には、山内正雄様、よろしく願いいたします。

中山会長、山内副会長にはお席を移動していただきますようお願いします。

【中山会長が会長席へ、山内副会長が副会長席へ移動】

5. 会長あいさつ

事務局

中山会長、ご挨拶をお願いいたします。

中山会長

改めまして皆さんこんにちは。この審議会の会長を仰せつかりました中山です。隣の山内副会長とともに、審議会の円滑な運営と実りある審議ができますよう努めたいと思いますのでよろしくお願いします。

先程、市長さんより話がありました、まちづくり基本条例の役割は、幸せ実感都市みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～ という、総合計画の将来都市像に向けてのルールということですので、18名の委員の皆さんとともに、しっかり取り組んでいきたいと思います。

昨年度は、まちづくり条例準備委員会の皆さんが、瑞浪市にふさわしいまちづくり基本条例のあり方について、長い時間をかけて提言書を作成されました。私どもの役割は、提言書を踏まえて、まちづくり基本条例の具体的な案を策定することです。皆さんのご期待に添えるかどうかわかりませんが、委員の皆さん、事務局の皆さん他、関係者の皆さんのご協力をいただき、取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

6. 諮問

事務局

市長より、会長へ諮問をさせていただきます。

市長

【諮問】

事務局

ここで、市長は他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

市長 皆さん、誠に申し訳ございません。他の公務がありますので
ここで失礼させていただきますが、どうぞよろしくお願いしま
す。

7. 協議事項

(1) 瑞浪市まちづくり条例審議会について

事務局 以降の進行は、会長よりお願いいたします。

中山会長 条例第6条に従い会長である私が議長を務めます。

協議事項(1) 瑞浪市まちづくり条例審議会について、事務
局より説明を求めます。

事務局 **【資料1-1、1-2、1-3に基づき説明】**

中山会長 ありがとうございました。資料1-1、1-2、1-3まで
説明がありましたが、ご意見、ご質問等があれば伺います。

委員 今説明のあった資料1-2、1-3を決めなければならない
ということは、これまでに他の審議会等で、ここに記載された
ような事案や審議会を妨害するような行為があったのか。何を
想定して傍聴規程等を取り決めるのか伺いたい。

事務局 ご心配をいただくような事例は、これまでにはありません。
市が公開して行う審議会や委員会等では、こういった規程を設
けることとなっておりますので、形式的なものとしてご理解い
ただきますようお願いします。

中山会長 その他特にご意見がないようですので、お諮りいたします。
只今事務局から説明のあった、資料1-2 瑞浪市まちづくり条
例審議会運営規程(案)及び資料1-3 瑞浪市まちづくり条例
審議会会議傍聴規程(案)について、ご承認いただける方は、
拍手をもってお願いします。

委員全員 **【拍手】**

中山会長 ありがとうございました。ご承認をいただきましたので、資
料1-2 会議運営規程、資料1-3 会議傍聴規程は成立しまし
た。これよりこの会議は公開とします。

事務局、本日の傍聴希望者はありますか。

事務局 本日は、ありません。

中山会長 傍聴希望者があれば、これからお入りいただくことができ
ます。本日はないようですが、傍聴者があった場合は、傍聴者は、
傍聴規程等を守っていただくこととなります。

(2) 瑞浪市まちづくり基本条例策定スケジュールについて

中山会長 協議事項（２）瑞浪市まちづくり基本条例策定スケジュールについて、事務局より説明を求めます。

事務局 【資料２に基づき説明】

中山会長 ありがとうございます。資料２の説明がありました。ご意見、ご質問等があれば伺います。

無いようですので、スケジュールについては、委員の皆さん、ご承知おきをいただきますようお願いします。

（３）瑞浪市まちづくり基本条例に関する提言書について

中山会長 協議事項（３）瑞浪市まちづくり基本条例に関する提言書について、事務局より説明を求めます。

事務局 【資料３に基づき説明】

中山会長 ありがとうございます。資料３の説明がありました。ご意見、ご質問等があれば伺います。

委員 ２点質問します。１点目ですが、提言書では、住民投票は、別途議論が必要だという内容でしたが、今後予定はありますか。

事務局 住民投票制度の必要性とともに、常設の住民投票条例が必要であるのか、住民投票を必要とする案件が生じた毎に、その都度住民投票条例を策定するのか、まちづくり基本条例の中でどのような住民投票制度にするのかは、今後のこの審議会が議論の場です。

委員 審議会の審議対象事案として捉えて良いということですね。

事務局 はい。

委員 繊細な項目ですので、かなり深い議論が必要だと考えます。

委員 ２点目ですが、議会基本条例とまちづくり基本条例の中での「議会の役割と責務」の整合性は、どのように考えればよいでしょうか。まちづくり基本条例では、骨子のようなものを規定するのか、外郭（アウトライン）を押さえる形で規定するのか、どちらかになると考えます。私は、アウトラインを押さえる形の方が良いと考えますが、いかがでしょうか。ある程度のところで、議会基本条例の進捗状況を確認させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

事務局 委員ご発言のとおり、議会基本条例の内容と、まちづくり基本条例での「議会の役割と責務」は、整合性を図らないといけない事項であると思っております。議会での議会基本条例案の策定段階で、情報提供をいただきながら、逆にこちらの考え方

をお示ししながら、整合性を図って参ります。いずれにしましても、どのような「議会の役割と責務」にするのかは、事務局の案はあくまでもたたき台であり、条例案の策定は、審議会に諮問させていただいたとおり、皆さんの審議によるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(4) 瑞浪市まちづくり基本条例（案）

中山会長 協議事項（4）瑞浪市まちづくり基本条例（案）について、事務局より説明を求めます。

事務局 **【資料4に基づき説明】**

事務局 現在、市では、地域懇談会を開催しており、今回のテーマは「まちづくり基本条例」です。その懇談会の中で、まちづくり基本条例に活かすべき提案があれば、地域懇談会でいただいた意見も取り入れたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回お示ししました資料4は、あくまでも事務局のたたき台ですが、地域懇談会での意見が反映されておりませんので、次回ご案内する資料では、若干変わる可能性がありますので併せてお願いいたします。

中山会長 今回の条例案は、あくまでも「たたき台」として資料を提示していただいたということですので、今回は議論しませんが、特にご意見、ご質問があれば伺います。

委員 第9条（子ども）ですが、子どもは定義をして明確にしておいた方が良くと思います。20歳未満の一般的な子ども、未成年者なのか、18歳未満なのか、はっきりさせた方が良くと思います。

事務局 承知しました。

委員 前文について、産業基盤についての記述があった方が良くと考えます。瑞浪市の魅力は、この前文に記載されたものだけでなく、産業基盤の魅力もあると考えます。

事務局 承知しました。

中山会長 その他意見はありませんか。

無いようですので、本日の審議会の協議事項は、全て終了とさせていただきます。

8. その他

中山会長 その他何か、審議会全般について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 スケジュールに戻りますが、審議会の回数が全4回の中で、9月までに案を策定するためには、次の2回目で審議を終了しなければならないのでしょうか。

事務局 第2回、第3回目まで審議をしていただき、第3回の議事録の確定をもって、パブリックコメント前の案の策定としたいと考えております。

中山会長 その他ございませんか。無いようですので、次回の日程について、事務局より提案をお願いします。

事務局 今回は、7月31日（木）午後2時から、場所は市役所の4階全員協議会室でどうでしょうか。

中山会長 只今事務局より7月31日（木）午後2時からという提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

委員 **【異議なし】**

中山会長 ありがとうございます。それでは今回は、7月31日（木）午後2時から、場所は市役所4階全員協議会室ですので、よろしくお願いします。

事務局 **【事務局より、地域懇談会への参加のご案内】**

中山会長 本日は、長時間に渡り慎重審議をしていただきました。ありがとうございます。閉会のあいさつを山内副会長にお願いします。

山内副会長 冒頭の自己紹介でも申し上げましたが、昨年度の準備委員会では、いろんなことがあったなあと、改めて思い出しました。準備委員会では、深く掘り下げることができなかったところもありましたが、市民17名と職員17名から、様々な意見をいただく中で、提言書にまとめることができました。今回は、中山会長さんの足手まといにならないように、何とかお役に立てればと考えております。本日は、長時間に渡る慎重審議をありがとうございます。

終了。